

奈良県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
丸岡 旭	あさひ整骨院 桜井市大字桜井一七八―二― 一階	平成二十八年八月二十九日
田中 崇紀	ひまわり整骨院 生駒市東生駒二丁目二〇七― 四〇〇	平成二十八年九月一日